

平成26年2月施行

A-1 航空移動業務の無線局の免許後の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条から第19条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

注 航空移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

- 2 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の技術基準に合致するものでなければならない。
- 3 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、当該無線局の無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 総務大臣は、無線局の免許人が電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A-2 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許がその効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（注）は、その無線局をAは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

注 包括免許人を除く。以下②において同じ。

- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については、 C とする。

	A	B	C
1 廃止するとき		速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信機を撤去すること
2 廃止するとき		1箇月以内にその免許状を返納	電池を取り外すこと
3 廃止したとき		速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信機を撤去すること
4 廃止したとき		1箇月以内にその免許状を返納	電池を取り外すこと

A-3 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 A は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 B については、この限りでない。

	A	B
1 電波の型式及び周波数		遭難通信
2 電波の型式及び周波数		遭難通信、緊急通信及び安全通信
3 電波の型式、周波数及び空中線電力		遭難通信
4 電波の型式、周波数及び空中線電力		遭難通信、緊急通信及び安全通信

A-4 無線通信(注)の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法(第59条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第2項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A-5 航空移動業務における無線電話通信の呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第22条、第26条、第154条の3、第14条及び第18条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも10秒間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実に呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、空中線電力を低減して、できる限りその通信に混信を与えないように呼出しを行わなければならない。
- 4 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確かであるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

A-6 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、A その無線設備がB を確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、C 使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

	A	B	C
1	毎日1回以上	完全に動作できる状態にあるかどうか	2,000時間
2	毎日1回以上	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	1,000時間
3	その航空機の飛行前に	完全に動作できる状態にあるかどうか	1,000時間
4	その航空機の飛行前に	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	2,000時間

A-7 次に掲げる場合のうち、航空移動業務の通信において121.5MHzの電波を使用することができるときに該当しないものはどれか。無線局運用規則（第153条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 急迫の危険状態にある航空機の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、通常使用する電波が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- 2 121.5MHz以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- 3 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- 4 航空機の正常運航に関する通信を行うとき。

A-8 次の記述は、航空機局に対する使用電波の指示について述べたものである。無線局運用規則（第154条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 責任航空局は、に対し、無線局運用規則第152条（周波数等の使用区別）の使用区別の範囲内において、当該通信に使用する電波の指示をしなければならない。ただし、同条の使用区別により当該航空機局の使用する電波が特定している場合は、この限りでない。
- ② 航空機局は、①の規定により指示された電波によることを不適当と認めるときは、その指示をした責任航空局に対し、その指示の変更を求めることができる。
- ③ 航空無線電話通信網に属する責任航空局は、①の規定による電波の指示に当たっては、をそれぞれ区別して指示しなければならない。
- ④ ③の責任航空局は、①及び③の規定により電波の指示をしたときは、所属の航空無線電話通信網内の他の航空局に対し、を通知しなければならない。使用電波の指示を変更したときも、同様とする。

	A	B	C
1	通信圏内にあるすべての航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨
2	通信圏内にあるすべての航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨及び指示した電波の周波数
3	自局と通信する航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨
4	自局と通信する航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨及び指示した電波の周波数

A-9 次の記述は、ノータムに関する通信について述べたものである。無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① ノータムとは、航空施設、航空業務、航空方式又はに関する事項で、に迅速に通知すべきものを内容とする通報をいう。
- ② ノータムに関する通信は、緊急の度に応じ、に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

	A	B	C
1	航空機の航行上の障害	航空機の運行関係者	緊急通信
2	航空機の航行上の障害	航空交通管制の機関	緊急通信
3	航空路	航空機の運行関係者	航空機の安全運航に関する通信
4	航空路	航空交通管制の機関	航空機の安全運航に関する通信

A-10 遭難通報等を受信した航空局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに回答しなければならない。
- 2 航空局は、あて先を特定しない遭難通報を受信したときは、遅滞なく、これに回答しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。
- 3 航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に通報しなければならない。
- 4 航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）をあて先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の回答が認められないときは、遅滞なく、当該遭難通報に回答しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。

A-11 次の記述のうち、免許状に記載した事項に変更を生じたときに、免許人が執るべき措置に該当するものはどれか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 1箇月以内にその免許状を総務大臣に返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 3 速やかにその免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 その免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

A-12 次の記述は、遭難の呼出し及び通報の取扱いについて述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、Aにおいて受信し、同様にこの通報に回答し、及び直ちにB義務を負う。

A

- 1 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位
- 2 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位
- 3 現に通信を行っている場合を除き、第一の優先順位
- 4 現に通信を行っている場合を除き、第一の優先順位

B

- 必要な措置を執る
- すべての電波の発射を停止する
- 必要な措置を執る
- すべての電波の発射を停止する

A-13 次の記述は、緊急通報を受信した航空局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局は、次の(1)から(3)までに掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 直ちにAに緊急の事態の状況を通知すること。
- (2) 緊急の事態にある航空機をBに緊急の事態の状況を通知すること。
- (3) 必要に応じ、当該緊急通信の宰領を行うこと。

A

B

- | | |
|-------------|-------|
| 1 航空交通管制の機関 | 所有する者 |
| 2 航空交通管制の機関 | 運行する者 |
| 3 搜索救助の機関 | 所有する者 |
| 4 搜索救助の機関 | 運行する者 |

A-14 無線局の免許人（包括免許人を除く。）が国に納めるべき電波利用料に関する次の記述のうち、電波法（第103条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して30日以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。

注1 応当日とは、その無線局の免許の日に対応する日（対応する日がない場合は、その翌日）をいう。以下2において同じ。

2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。以下2及び3において同じ。

- 2 免許人は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
- 3 免許人は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、当該電波利用料を4回に分割して納付することができる。
- 4 総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

B-1 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法(第28条及び第29条)及び無線設備規則(第5条から第7条まで及び第24条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備に使用する電波の電波の質は、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波に許容されるの値及びの強度の許容値に適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えてを与えるものであってはならない。
- ③ ②に規定する副次的に発する電波がを与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が以下でなければならない。
- ④ 無線設備規則第24条(副次的に発する電波の限度)の規定において、③にかかわらず別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

- 1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 2 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等
- 3 必要周波数帯幅
- 4 占有周波数帯幅
- 5 スプリアス発射又は不要発射
- 6 寄生発射又は帯域外発射
- 7 他の無線設備の機能に支障
- 8 電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障
- 9 4ナノワット
- 10 40ナノワット

B-2 次の記述は、航空移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局のアを行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって総務大臣にその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、イ無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ウの操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。

(1) 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作でエに関するもの

(2) 航空局の無線設備の通信操作で次のイからハまでに掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの（自動装置により連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。）

- イ 無線方向探知に関する通信
- ロ 航空機のオに関する通信
- ハ 気象通報に関する通信

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 無線設備の操作の監督 | 2 無線設備の操作及び運用 |
| 3 航空機が航行中であるため | 4 航空機の運航計画の変更のため |
| 5 無線電信 | 6 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 |
| 7 遭難通信又は緊急通信 | 8 遭難通信 |
| 9 安全運航 | 10 正常運航 |

B-3 航空移動業務の無線局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- イ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- ウ 免許人は、使用を終わった無線業務日誌を次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）の日まで保存しなければならない。
- エ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、その事実及び措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- オ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載しなければならない。

B-4 航空移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第54条、第55条、第57条及び第58条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 航空移動業務の無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- イ 航空移動業務の無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときには、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- ウ 航空移動業務の無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- エ 航空移動業務の無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- オ 航空移動業務の無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
 - (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信
 - (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

B-5 次の記述は、航空局等の遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条、第70条の6及び第105条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、ア、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するためイに対して通報する等総務省令で定めるところによりウに関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、エ電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- ③ オが遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。
- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 現に通信を行っている場合を除いて | 2 他の一切の無線通信に優先して |
| 3 最も便宜な位置にある無線局 | 4 通信可能の範囲内にあるすべての無線局 |
| 5 遭難通信の宰領 | 6 救助の通信 |
| 7 遭難通信を妨害する虞のある | 8 すべての |
| 9 無線通信の業務に従事する者 | 10 無線従事者 |

B-6 次に掲げる場合のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- イ 総務大臣が電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により、その無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する免許人に対し、当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。
- ウ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた無線局の免許人が、その指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- エ 無線局の免許人が検査の結果について指示を受け相当な措置をしたときに、当該免許人から総務大臣に対し、その旨の報告があったとき。
- オ 総務大臣が電波法第72条（電波の発射の停止）の規定により、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。